



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年4月15日火曜日 第1955号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特約業者の指定の取消し(2件).....	447
落札者等の告示(2件).....	447
騒音環境基準地域の類型の指定の一部改正.....	448
騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定の一部改正.....	448
指定障害福祉サービス事業者の指定(2件).....	448
基本測量の終了の通知.....	448
道路の区域変更(県道伊予川内線).....	448

監 査 公 表

消防学校、病虫害防除所、保育専門学校、花き総合指導センター、農業試験場、食肉衛生検査センター、畜産試験場、えひめ学園、新居浜高等技術専門学校、今治高等技術専門学校、養鶏試験場、東予児童相談所、紙産業研究センター、繊維産業試験場、看護専門学校..... 449

八幡浜教育事務所、松山工業高等学校、松山商業高等学校、大洲高等学校、大洲農業高等学校、川之石高等学校、三崎高等学校、宇和高等学校、野村高等学校、松山聾学校、宇和聾学校、しげのぶ特別支援学校、第三養護学校、松山西中等教育学校・松山西高等学校、松山北高等学校、美術館、松山東高等学校、松山南高等学校、図書館、博物館、松山中央高等学校、東温高等学校、松山盲学校、北条高等学校、八幡浜高等学校、八幡浜工業高等学校、長浜高等学校、宇和養護学校、歴史文化博物館、三瓶高等学校、内子高等学校、今治教育事務所、西条教育事務所、三島高等学校、土居高等学校、新居浜東高等学校、新居浜西高等学校、新居浜商業高等学校、西条高等学校、小松高等学校、東予高等学校、丹原高等学校、今治西高等学校、今治南高等学校、今治北高等学校、今治東中等教育学校・今治東高等学校、今治養護学校、西条農業高等学校、総合科学博物館、川之江高等学校、今治工業高等学校、新居浜工業高等学校、新居浜南高等学校..... 449

松山南警察署、八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、西条西

警察署、西条警察署、四国中央警察署、今治警察署、新居浜警察署..... 450

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第604号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成20年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
谷口石油株式会社 代表取締役 谷口和也	松山市宮西二丁目5-16	平成20年2月29日

○愛媛県告示第605号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成20年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
愛媛セントラル石油株式会社 代表取締役 喜安敏一	松山市竹原二丁目1-19	平成20年3月31日

○愛媛県告示第606号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
庁内LANシステム運用管理業務一式	愛媛県企画情報部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成20年3月28日	株式会社愛媛電算 松山市大手町1丁目11番地7	34,860,000円	一般競争入札	平成20年2月15日

○愛媛県告示第607号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛情報スーパーハイウェイ運用管理・保守業務一式	愛媛県企画情報部 管理情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成20年3月28日	株式会社STNet 高松市春日町1735番地3	81,238,500円	一般競争入札	平成20年2月15日

○愛媛県告示第608号

騒音環境基準地域の類型の指定（平成11年3月愛媛県告示第380号）の一部を次のように改正する。

平成20年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

松前町に係る関係図面を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び松前町役場に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第609号

騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定（平成9年4月愛媛県告示第546号）の一部を次のように改正する。

平成20年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

別添第8図を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び松前町役場に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第610号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101034	社会福祉法人 松山市 社会福祉事業団	松山市若草町8番地2	中村時広	生活介護	松山市湯山障害者生活 介護事業所	松山市末町乙50番地6	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第611号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101026	社会福祉法人 松山市 社会福祉事業団	松山市若草町8番地2	中村時広	生活介護	松山市久枝障害者生活 介護事業所	松山市西長戸町638番 地1	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第612号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成20年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）
- 2 作業期間 平成19年5月29日から
平成20年3月24日まで
- 3 作業地域 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

○愛媛県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予川内線	松山市中野甲887番1から 同市中野甲888番9まで	旧	メートル 8.5～11.5	キロメートル 0.032	
			新	11.5	0.032	

監 査 公 表

○公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年 4月15日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
同 白石 友一
同 田中 多佳子
同 明比 昭治

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Rows include 消防学校, 病虫害防除所, 保育専門学校, etc.

(監査の結果)

平成19年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が認められた。

1 空調衛生機器保守点検業務委託契約において、契約書に業務仕様書及び業務完了報告書様式を添付していなかったため、年2回の冷・暖房の点検に係る業務完了報告書等が業者から提出されておらず、当該業務の完了確認を行っていなかった。

(消防学校)

2 児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

Table with 4 columns: 区分, 現年分, 滞納繰越分, 計, 備考. Row 1: 19年度, 920,540, 12,691,880, 13,612,420. Row 2: 18年度, 1,552,310, 12,209,100, 13,761,410. Row 3: 差引増減, 631,770, 482,780, 148,990.

(東予児童相談所)

3 職員（1名）の通勤手当について、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるにもかかわらず手当を支給したため、計22,500円（平成19年4月から12月までの9ヵ月分）が過支給となっていた。

(看護専門学校)

○公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年 4月15日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
同 白石 友一
同 田中 多佳子
同 明比 昭治

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Rows include 八幡浜教育事務所, 松山工業高等学校, 大洲高等学校, etc.

新居浜商業高等学校	〃
西条高等学校	〃
小松高等学校	〃
東予高等学校	〃
丹原高等学校	〃
今治西高等学校	〃
今治南高等学校	〃
今治北高等学校	〃
今治東中等教育学校・今治東高等学校	平成20年 2月12日
今治養護学校	〃
西条農業高等学校	平成20年 2月20日
総合科学博物館	〃
川之江高等学校	〃
今治工業高等学校	平成20年 2月22日
新居浜工業高等学校	〃
新居浜南高等学校	〃

(監査の結果)

平成19年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が認められた。

- 1 TMRラクトミックス(牛の飼料)の購入については、必要な都度、1者見積により購入しているが、年間購入見込額が30万円を超えており、競争見積による単価契約を考慮すべきであった。
(野村高等学校)
- 2 生徒(4名)に係る特別支援教育就学奨励費について、交通費の算定誤り等により、計24,440円の過誤(24,125円の過支給、315円の支給不足)があった。
(しげのぶ特別支援学校)
- 3 職員(14名)の超過勤務手当について、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等によれば、勤務日の振替によって1週間又は4週間の正規の勤務時間(40時間又は160時間)を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給することとされているが、超過勤務命令簿の記載漏れにより、計122,636円(平成19年4月から11月までの8ヵ月分)が支給不足となっていた。
(歴史文化博物館)
- 4 職員(1名)の旅費について、県総合体育大会に係る生徒引率の旅行期間が1日短縮されたにもかかわらず、当初の行程どおりに精算したため、10,270円が過支給となっていた。
(内子高等学校)
- 5 職員(1名)の住居手当について、扶養親族ではない家族が所有する住宅について手当を支給したため、31,500円(平成19年4月から12月までの9ヵ月分)が過支給となっていた。
(今治教育事務所)
- 6 職員(1名)の通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより、25,600円(平成19年5月から12月までの8ヵ月分)が、過支給となっていた。
(西条高等学校)
- 7 職員(1名)の通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより、20,700円(平成19年4月から12月までの9ヵ月分)が過支給となっていた。
(今治西高等学校)
- 8 生徒(78名)に係る特別支援教育就学奨励費について、寄宿舎食費に係る食費単価の電算入力誤り等により、計27,019円の過誤(19,405円の過支給、7,614円の支給不足)があった。

(今治養護学校)

9 職員(1名)の通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより、20,700円(平成19年4月から12月までの9ヵ月分)が過支給となっていた。

(新居浜工業高等学校)

○公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年 4月15日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
 同 白石 友 一
 同 田中 多佳子
 同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 南 警 察 署	平成20年 1月17日
八 幡 浜 警 察 署	平成20年 1月21日
大 洲 警 察 署	〃
西 予 警 察 署	平成20年 1月22日
西 条 西 警 察 署	平成20年 2月12日
西 条 警 察 署	平成20年 2月20日
四 国 中 央 警 察 署	〃
今 治 警 察 署	平成20年 2月22日
新 居 浜 警 察 署	〃

(監査の結果)

平成19年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が認められた。

- 1 職員(5名)の通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより、計92,000円(平成19年4月から11月までの8ヵ月分)が過支給となっていた。
(八幡浜警察署)
- 2 年間の購入予定額が30万円を超えるガソリンの単価契約について、愛媛県会計規則により随意契約をするときは、2者以上から見積書を徴さなければならないとされているが、1者の見積書しか徴しなかった。
(八幡浜警察署)
- 3 損害弁償金については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
18年度	799,931	
計	799,931	

(今治警察署)